

暮らしの Information

募 集

非常勤・パート職員募集

小学校学習支援員（パート） 1名

■応募資格／教員免許（小中高のいずれか）

■任用期間／任用日〓翌年3月31日（更新可）

■業務内容／小学校における児童の学習支援（学校授業補助、学校行事補助、児童の指導補助）

■勤務時間／8時〓15時30分のうち5時間程度、週休二日制（土日祝）

※学校行事により土・日曜勤務の場合は振替休日有。長期休暇中は勤務無で、その間の賃金支給無

■勤務場所／俱知安小学校

■賃金・待遇／時給千円、社保・雇

町内の各種グループ・サークルの催しなどをお知らせください
※掲載希望月の前月10日までに総合政策課企画振興室広報広聴係へ要連絡

納税だより

（町道民税・軽自動車税のこと（窓口㊸）住民税係 ☎56－8003）
（税金の納付方法、納税相談（窓口㊹）納税係 ☎56－8002）
（固定資産税のこと（窓口㊺）資産税係 ☎56－8004）

【家屋を取り壊した方へ】

家屋に対する固定資産税（都市計画税）は、毎年1月1日現在に存在するものに課税されます。年の途中で家屋の全部または一部を取り壊したときは、翌年度から取り壊した部分について課税されません。家屋を取り壊したときは、登記の有無、床面積の大小にかかわらず、速やかに税務課資産税係までご連絡ください。

なお、家屋を取り壊した後の土地の利用方法により、土地の固定資産税（都市計画税）が変わる場合があります。

【所得税の予定納税（第1期分）】

納期限は令和元年7月31日(水)です

予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「予定納税額の通知書」が送付されています。予定納税とは前年分の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上の場合に、原則その1/3相当額をそれぞれ第1期の7月と第2期の11月に納付する制度です。

予定納税の減額申請・納付

廃業や業況不振などの理由により、令和元年6月30日(日)の現況で、令和元年分申告納税見積額が税務署から通知された「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合に申請することができます。予定納税額の納付は、便利な振替納税をご利用ください。

■国税庁HP / www.nta.go.jp ■俱知安税務署 ☎22-1192

【お気軽に納税相談を】

「町税を納付できない事情がある」「納付書を紛失してしまった」など、納税に関する相談は随時受け付けています。お気軽に納税係へ連絡またはお越しくください。

7月31日(水)は固定資産税の第2期の納期限です。納め忘れないよう、よろしくお願ひします。

用保険・通勤手当有

■申込方法／履歴書（写真貼付）に教員免許状の写しを添えて提出

■教育委員会学校教育課学校教育係 ☎56－8018

児童支援員（非常勤） 若干名

■応募資格／町内在住（近隣町村在住も可）、保育士資格または教員免許を有する者、児童関連事業に2年以上の従事経験を有する者

■任用期間／任用日〓翌年3月31日（更新可）

■業務内容／児童への遊びを通じた生活指導

■勤務時間／月曜は10時〓18時または13時〓18時、火〓金曜は11時〓18時または13時〓18時、土曜は8時〓14時または12時〓18時

■勤務場所／放課後児童クラブおよび北児童館

■賃金・待遇／月額11万〓15万円、社保・雇用保険・通勤手当有

■申込方法／履歴書に免許証の写しとハローワークからの紹介状を添えて提出

■福祉医療課児童福祉係

☎23－0500

児童支援員補助（パート） 若干名

■応募資格／町内在住（近隣町村在住も可）、子育て経験者

■任用期間／任用日〓翌年3月31日（更新可）

■業務内容／児童支援員の補助業務

■勤務時間／平日14時〓18時、長期休暇（夏休みなど）は8時〓14時または14時〓18時、小学校の授業時間により変更有。週20時間未満

■勤務場所／放課後児童クラブおよび北児童館・南児童館

■賃金・待遇／時給860円

■賃金／時給860円

■勤務期間や時間（主なもの）

【長期休暇や学校の振替休日】
8時〓14時、または14時〓18時

【平日】14時〓18時

■勤務場所／放課後児童クラブおよび北児童館・南児童館

※登録申請書（児童福祉係に設置）

を福祉医療課児童福祉係へ提出

■福祉医療課児童福祉係 ☎23－0500

期限付教職員の募集※道教委採用

■応募資格／小学校教員免許

■任用期間／任用日〓翌年3月31日

■業務内容／小学校における教職員業務全般

■勤務時間／道教委の規定による

■勤務場所／町内小学校

■賃金・待遇／道教委の規定による

■申込方法／履歴書（写真貼付）に教員免許状の写しを添えて提出

■教育委員会学校教育課学校教育係 ☎56－8018

自衛官募集

自衛官候補生（第2回）

■受験資格／18歳以上33歳未満の者

■受付期間／7月8日〓8月23日

■試験日／男子は8月29日〓9月1日、女子は8月30日、31日

一般曹候補生（第2回）

■受験資格／18歳以上33歳未満の者

■受付期間／7月1日〓9月6日

■一次試験日／9月20日〓22日

■俱知安地域事務所 ☎23－3540

■古谷和之 ☎23－3165

■清水礼子 ☎22－0075

■笹山 武 市 ☎22－2433
佐名木 幸 子 ☎22－4302

海上保安学生募集

■待遇／入学金・授業料が一切不要で、入学と同時に国家公務員としての身分を与えられ、毎月の給与やボーナスが支給されます

■申込方法・試験内容はHP参照

■小樽海上保安部管理課

☎0134－27－6118

海上保安大学校

■受験資格／平成31年4月1日で高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して2年を経過していない者。令和2年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの者など

■試験日程／

①受付期間／インターネットは8月22日(木)〓9月2日(月)、郵送・持参は8月22日(木)〓26日(月)

②一次試験／10月26日(土)、27日(日)

■海上保安学校

■受験資格／平成31年4月1日で高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して5年を経過していない者。令和2年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの者など

■試験日程／

①受付期間／インターネットは7月16日(火)〓25日(木)、郵送・持参は7月16日(火)〓18日(木)

②一次試験／9月22日(日)

■俱知安柔道少年団団員募集

■対象／小学1年生以上の男女

■活動日時／毎週火・木曜日、19時15分〓20時45分

■活動場所／俱知安中学校格技室

■入団費／約4千円（登録・保険代）

■増田 ☎090－9858－5552

雪ん子館厨房施設使用者募集

旭ヶ丘公園利用者の利便向上のため、雪ん子館厨房施設を使用し、食堂などを営業する方を募集します。

■月額使用料／7200円（光熱水費は実費負担）

■使用期間／令和2年3月31日まで（更新可）

■申込方法／雪ん子館厨房使用許可申請書に営業内容などに関する資料を添えて提出

■申込期限／7月17日(水)

■福祉医療課公園施設係 ☎56－8011

周 知

児童手当の現況届の提出

児童手当の現況届は6月以降の児童手当を受けられるかどうかを決める大切な届出です。

手続がまだ済んでいない方は、現況届出用紙に必要事項を記入し、関係書類を添付の上、速やかに提出してください。なお、届出用紙一式は5月末に発送し、6月28日(金)が提出期限です。届出用紙が届いていない方や詳細はお問い合わせください。

■提出するもの／

①現況届

②受給者の健康保険証の写し

③印鑑

※その他必要に応じて提出する書類

■福祉医療課児童福祉係（保健福祉会館内） ☎23－0500

平成30年度情報公開・個人情報保護条例の運用状況

平成30年度における情報公開条例、個人情報保護条例の運用状況がまとまりました。

情報公開条例に基づく公文書の開示請求は5件、請求された公文書の件数は『公共施設の管理に関する協定書』など全部で7件で、このうち全部を開示したものが6件、開示をしてはならない情報などが含まれているため一部開示したものが1件でした。また、個人情報保護条例に基づく自己情報の開示、訂正請求、利用停止の請求はありませんでした。

なお、これらの条例の運用状況の内容について、いつでも総務課の情報公開総合窓口で閲覧できます。

■総務課法務支援係 ☎56－8000

国民年金保険料免除・納付猶予

保険料が納め忘れの状態や、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付免除や猶予を申請する制度がありますので、住民環境課住民係で手続きをしてください。

令和元年度の免除などの申請は7月1日から令和2年6月分までの期間を対象として審査されます。また、2年1カ月前の月分までさかのぼって申請できます。失業などにより保

除料を納付することが経済的に困難であるが、申請しておらず未納期間がある方は、一度ご相談ください。
 〇 134-23-4236

赤十字講習会

日常生活でけがや急病、交通事故などが発生した場合に、けが人などを医師に引き継ぐまで、または救急車が到着するまでの正しい対処法を学ぶ講習です。

赤十字救急法短期講習

心肺蘇生法やAEDを用いた除細動などについて学習します。
 ■日時／7月28日(日)13時～16時
 ■受講対象／満15歳以上で健康な方
 ■場所／総合体育館2階研修室
 ■受講料／252円(当日)
 ■申込方法／氏名、住所、電話番号、生年月日を添えて「日本赤十字社 倶知安町分区分」宛てに申し込み
 ■締切／7月17日(水)まで
 ■日本赤十字社 倶知安町分区分(住民環境課生活安全係内)
 ☎ 56-8005、FAX 23-2044

プレミアム商品券のお知らせ

今年10月に予定されている消費税引き上げにあたり、次の対象者に町内の取扱店で使用できるプレミアム商品券を販売します。

- 対象者／
 ①令和元年度住民税非課税の方(課税者の扶養になつている方、生活保護受給者は対象外)
 ②平成28年4月2日～令和元年9

消防署からのお知らせ

消防クイズに挑戦しよう

現在、倶知安消防署の車庫には消防車が10台、救急車が2台ありますが、その中で2019年3月に倶知安消防署に納車された消防ポンプ自動車(倶知安2号車)の車両ナンバーは何番でしょう。

答えがわかった方は、7月31日までに倶知安消防署へお越しください。先着20名に景品を用意しています。羊蹄山ろく消防組合ホームページに、ヒントが隠されているかも? <https://www.yotei-fd.jp>

熱中症に注意!

この時期は、暑い日が続きますのでしっかりと水分補給をし、熱中症に注意しましょう。

	令和元年	平成30年
火災	6件	4件
救急	436件	355件
救助	11件	10件
その他	59件	50件

おたんじょうおめでとう

ごめいふくをお祈りします

月30日までに生まれたお子さん
 のいる世帯主の方
 商品券購入には9月以降に送付される購入引換券が必要となり、①に該当する方は事前に申請が必要で、審査の結果、対象となる方に送付します。②に該当する方には直接送付します。

- 販売額／1冊4千円(額面5千円)
- 購入限度数／
 ①に該当する方は5冊まで
 ②に該当する方は5冊×対象のお子さんの人数分まで
- 企業誘致係 ☎ 56-8012

戦没者追悼式

町内戦没者の偉勲をしのび、戦没者追悼式を開催します。多数のご参加をお願ひします。

- 日時／7月24日(水)10時～
- 場所／ホテル第一会館(南3西2) 圃福祉医療課社会福祉係 ☎ 23-0500

交通遺児育英会奨学金制度

保護者が交通事故で死亡または重度後遺障害などになり働けず、経済的に就学が困難な生徒・学生が対象です。希望者は問い合わせください。
 圃公益財団法人交通遺児育英会 ☎ 03-3556-0773

戦没者遺児慰霊友好親善事業

この事業は、先の大戦で父などを亡くした戦没者の遺児を対象に戦没した地域を訪れ、慰霊追悼を行うこと

まちの事件簿

主な事件

- ▽窃盗(車上ねらい)事件の発生
 共同住宅駐車場の駐車車両から貴重品が盗まれる事件がありました。
 ※他にも同様の事件が4件発生
- ▽器物損壊事件の発生
 住宅敷地内の駐車車両に傷をつけられる器物損壊事件がありました。
車上ねらい防止のために貴重品などは車内に放置しないでください。

交通事故

- ▽5月1日、町内で車両同士の事故が5件発生しました。
- ▽5月13日、町内で車両同士の衝突事故が発生しました。
- ▽5月14日、町内で車両単独の衝突事故が発生しました。
- ▽5月16日、山田地区で車両同士の衝突事故が3件発生しました。
- ▽5月23日、山田地区で車両同士の衝突事故が2件発生しました。

	令和元年	平成30年
人身	18件	15件
物損	395件	390件
死者	0名	0名

消費者コーナー

倶知安消費者協会

新しい日本銀行券の発行に便乗した詐欺や、皇室関連品などの電話勧誘販売が増えています。
例①「現行のお札が使えなくなる」という詐欺行為があります。2024年から新紙幣が流通しますが、現行の「一万円札」「五千円札」「千円札」も引き続き使えますので、ご注意ください。
例②電話で高額な商品を勧められた高齢者が契約してしまったケースがあります。電話勧誘の場合は、特定商取引法が適用されますので、書面を受け取ってから8日間はクーリングオフができます。詳しくはご相談ください。

- 消費生活相談室(公民館1階団体室)
- 月・水・金曜日10時～15時 ☎ 23-1522

圃住民環境課環境対策室

☎ 56-8008

樺山新緑フェスティバル

■日時／7月6日(土)10時30分～14時(飲食は11時～) ※雨天決行
 ■場所／西小樺山分校グラウンド 圃 ☎ 080-1405-3668

アマチュア無線技士養成講習会

■講習会場／中小企業センター(南2西1)
 ■日程／4級は8月11日(月)・12日(月)9時～、3級は9月16日(月)9時～
 ■定員／4級・3級とも50名
 圃 ☎ 22-1388

7月2日(火)発売!!
 サマジャンポ宝
 1枚300円
 この宝くじの取扱店は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。
 (公財)北海道市町村振興協会

野犬掃討

人や他の動物への危害防止のため、野犬掃討(放たれている犬も対象)を実施します。
 ■日時／7月1日(月)～9月30日(月)
 愛犬が対象にならないように、次のことを守りましょう。
 ①放し飼いや、逃げ出せる環境で犬を飼育しない
 ②散歩の際は必ずリードを装着する
 ③犬の登録、狂犬病予防注射を行い、登録鑑札票、予防注射済票を首輪につける
 ④犬がいなくなった時にはすぐに役場に連絡する
 ⑤犬が戻った時の連絡も忘れずに

5月号でハンセン病に対する偏見や差別の問題について触れました。ハンセン病家族訴訟の判決は6月28日に延期されてしまったため、今回はハンセン病患者の家族が今なお受けている差別被害についてお話しします。

国は、ハンセン病隔離政策の一環として、患者が住んでいる家へ行って患者を捕まえ、さらに家中が真っ白になるまで消毒液をまくということもしていました。患者の家族のほとんどは、近隣住民から「ハンセン病患者の家族」として激しい差別を受けており、差別から逃れるため全く知らない土地に移住し、患者の存在を隠して(嘘をついて)暮らしている人も少なくありません。また、あまりにひどい差別に耐えられず自ら命を絶った人たちもいます。

平成13年、国はハンセン病隔離政策が誤りであったことを認めて謝罪しました。そして、その後はハンセン病に関する正しい知識を普及するための啓発活動を行っています。ところが、その後も、平成15年にはハンセン病元患者の団体がホテルに宿泊しようとしたところ拒否されるという事件が起きたり、最近でも「家族にハンセン病の元患者がいることが発覚して離婚を迫られた」という人が何人もいたり、偏見差別は無くなっていないのが現状です。

間違った知識に基づいて偏見を持ったり差別したりしても、誰一人幸せになりません。どうしたらこのような不幸がなくなるのか、ぜひ皆さんも考えてみてください。

ハンセン病問題②



岩内ひまわり
 基金法律事務所
 弁護士 金丸 哲大
 ☎ 0135-61-4777
 FAX 0135-61-4888

人口	15,139人(前月比-254)
男子	7,679人(前月比-161)
女子	7,460人(前月比-93)
世帯数	8,071世帯(前月比-235)
うち外国籍住民	748人(前月比-165)